

議案第 50 号

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 19 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例

橋本市消防手数料条例(平成 22 年橋本市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

消防法及び橋本市火災予防条例関係手数料

手数料を徴収する事務	区分		手数料の金額
1 消防法(以下この表において「法」という。)第10条第1項ただし書の規定に基づく仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査			5,400 円
2 法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可の申請に対する審査	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000 円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000 円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000 円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000 円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000 円
	貯蔵所	屋内貯蔵所 指定数量の倍数が10以下のもの	20,000 円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000 円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000 円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000 円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000 円
	屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所)	指定数量の倍数が100倍以下のもの	20,000 円
		指定数量の倍数が100を超え1万以下のもの	26,000 円
		指定数量の倍数が1万を超えるもの	39,000 円

		及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		
		準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		570,000 円
		特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最数大量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	880,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 0,000 キロリットル未満のもの	1,070,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1,200,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1,520,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1,780,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	4,070,000 円
			危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	5,340,000 円

		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以 上のもの	6,490,000 円
	浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満 のもの	1,180,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 0,000 キロリットル未満 のもの	1,410,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満 のもの	1,580,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未 満のもの	1,940,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以 上 200,000 キロリットル 未満のもの	2,260,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以 上 300,000 キロリットル 未満のもの	4,550,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以 上 400,000 キロリットル 未満のもの	5,820,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以 上のもの	7,070,000 円

	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	5,930,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	7,470,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	10,900,000 円
	屋内タンク貯蔵所		26,000 円
	地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000 円
		指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000 円
	簡易タンク貯蔵所		13,000 円
	移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)		26,000 円
	積載式移動タンク貯蔵所		39,000 円
	屋外貯蔵所		13,000 円
	取扱所	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)	52,000 円
		屋内給油取扱所	66,000 円
		第1種販売取扱所	26,000 円
		第2種販売取扱所	33,000 円
		移送取扱所	21,000 円

			危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	
			危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	87,000 円
			危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000 円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000 円を加えた額
		一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000 円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000 円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000 円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000 円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000 円
		3 法第11条第1項後段の規定に基づく位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		2の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額

4 法第 11 条第 5 項の規定に基づく許可に係る完成検査	設置の完成検査		2 の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の 2 分の 1 の額
	変更の完成検査		2 の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の 4 分の 1 の額
5 法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査			5,400 円
6 法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査前検査	水張検査	容量 10,000 リットル以下のタンク	6,000 円
		容量 10,000 リットルを超え 1,000,000 リットル以下のタンク	11,000 円
		容量 1,000,000 リットルを超え 2,000,000 リットル以下のタンク	15,000 円
		容量 2,000,000 リットルを超えるタンク	15,000 円に 1,000,000 リットル又は 1,000,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた額
	水圧検査	容量 600 リットル以下のタンク	6,000 円
		容量 600 リットルを超え 1 万リットル以下のタンク	11,000 円
		容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク	15,000 円
		容量 20,000 リットルを超えるタンク	15,000 円に 10,000 リットル又は 10,000 リットルに満たない端数

			を増すごとに 4,400 円を加えた額
基礎・地盤 検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリ ットル未満の特定屋外タンク貯 蔵所	420,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロ リットル未満の特定屋外タンク 貯蔵所	560,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 10,00 0 キロリットル以上 50,000 キ ロリットル未満の特定屋外タン ク貯蔵所	730,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 50,00 0 キロリットル以上 100,000 キ ロリットル未満の特定屋外タン ク貯蔵所	960,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 100,0 00 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1,090,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 200,0 00 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1,660,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 300,0 00 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1,900,000 円	
	危険物の貯蔵最大数量が 400,0 00 キロリットル以上の特定屋 外タンク貯蔵所	2,120,000 円	
溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリ	530,000 円	

		ットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
		危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	680,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000 円
	岩盤タンク 検査	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	9,320,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	12,600,000 円

		危険物の貯蔵最大数量が 500, 000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	17, 300, 000 円
7 法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく変更の許可に係る完成検査前検査	水張検査		6 の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額
	水圧検査		6 の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額
	基礎・地盤検査		6 の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の 2 分の 1 の額
	溶接部検査		6 の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の 2 分の 1 の額
8 法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が 1, 000 キロリットル以上 5, 000 キロリットル未満のもの	320, 000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 5, 000 キロリットル以上 10, 000 キロリットル未満のもの	460, 000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 10, 000 キロリットル以上 50, 000 キロリットル未満のもの	750, 000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 50, 000 キロリットル以上 100, 000 キロリットル未満のもの	1, 020, 000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 100, 000 キロリットル以上 200, 000 キロリットル未満のもの	1, 300, 000 円

		危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	3,150,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	3,870,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	4,460,000 円
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	2,690,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	3,230,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	4,830,000 円
	移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下のもの	70,000 円
		危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超えるもの	70,000 円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロメートルに満たない端数を増すごとに 17,000 円を加えた額
9 橋本市火災予防条例 第 47 条第 1 項の規定に基づくタンク水張検査又は水圧検査	水張検査		6,000 円
	水圧検査	容量 600 リットル以下のタンク	6,000 円
		容量 600 リットルを超えるタンク	11,000 円

備考 この表における手数料の金額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

別表第4の12の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。